

第4 施策の基本的方向

1 文化活動の振興

(1) 文化活動推進体制の整備

文化活動を振興するため、県及び市町村の文化活動推進体制の一層の整備充実を図るとともに、財団法人福島県文化振興基金の充実、さらには、文化活動指導者の養成などを図る必要があります。

このため、県民の文化活動の動向等を踏まえながら、更に県民に親しまれる県立美術館・県立博物館となるよう展示内容や調査研究・教育普及事業の充実に努めます。また、市町村においては、個性豊かな地域文化を振興できるよう文化活動推進体制の整備充実について促進を図るとともに、県及び市町村間の連携強化に努めます。

次に、文化団体等の要望を踏まえながら、財団法人福島県文化振興基金の基金充実と助成内容の拡充に努めるとともに、国の芸術文化振興基金や民間企業が行っている文化活動に対する助成等の活用の促進に努めます。

さらに、文化団体が関係団体と連携、協力しながら、活発な文化活動を展開できるよう、地方文化団体連絡協議会等の組織の育成強化を図るとともに、中核団体である福島県芸術文化団体連合会への加入促進に努めます。また、研修会に優れた専門家を派遣するなど、文化活動指導者の養成に努めるとともに、文化情報誌「文化福島」の充実や生涯学習情報提供システムの活用等により、文化情報の提供に努めます。

また、県民の生涯学習への関心の高まりを背景に、県民が生涯にわたって積極的に文化活動に参加することができるよう、推進体制の充実を努めます。

(2) 文化活動の促進と発表機会の拡充

生涯学習の観点に立った文化活動の促進と発表機会の拡充が図れるよう、県及び市町村における美術・文学・音楽等の各種事業を充実していく必要があります。その際、特に青少年の創造性豊かな文化活動の促進に努める必要があります。

このため、美術・文学については、県総合美術展覧会・県文学賞を更に充実し、美術及び文学活動の促進と発表機会の拡充に努めます。

音楽については、合唱・吹奏楽などの発表の場として新たに県音楽祭を実施し、音楽活動の促進と発表機会の充実に努めます。

また、多くの県民が美術・文学・音楽などを発表する総合的な芸術文化事業である県芸術祭については、主催行事及び参加行事の増加を図るとともに、福島県の文化のイメージアップを図るため、全国的な文化事業の開催について



県高等学校総合文化祭総合開会式